

(別紙)

公権力の行使に該当しない業務については、現段階ですべて民間開放されているのか。

自動車の登録はその拒否が当該自動車の走行停止という、国民の権利制限につながることから、国が一連の業務全体に責任をもつ必要があると考えているが、登録そのものではなく、国民の権利制限につながらない業務については、業務品質、コスト等に留意しながら、民間委託等を行うこととしている。

平成18年度より、自動車登録に関する事前の相談業務のうち、一般的・定型的な相談については、民間のコールセンター（ヘルプデスク）での自動音声案内やオペレーターによる対応の委託を試行しているところであり、評価を行っているところである（専門的な問い合わせに関しては、コールセンターから運輸支局等に転送され、結局のところ、自動車登録官が対応している）。

また、平成19年度より、登録された情報を証明する業務である登録事項等証明書交付業務については、定型的・非裁量的な業務であることから、国の監督の下、当該業務について申請受付から証明書交付までの一連の作業を民間委託することを予定している。

自動車の登録業務に際し、他行政機関と連携する必要があるから公務員が業務を行うべきとする理由として、公的機関同士であることから生ずる信頼感が基礎となって円滑かつ効率的に行われているとお考えだが、守秘義務及び中立性の保持義務を法令で規定し、制度上中立性・公平性が担保された民間であっても信頼感が生じない理由を具体的に示されたい。

自動車の登録は、一定の要件が満たされなければそれが拒否され、引いては当該自動車が公道を走行できなくなることから、国民の権利・利益に直接大きな影響を及ぼすものであり、公務員が行うべきものと考えている。

また、国土交通省では、車庫の確保、自動車リサイクル、徴税、輸出の前段手続等他の行政機関の各々の所管に係る業務を実施するために必要な情報の交換をするとともに、盗難等犯罪の捜査について警察との間で必要な情報交換を行ってきている。このように、自動車の登録業務は所有権を公証するだけでなく、幅広い行政活動の実効性を確保するために利用されており、また、登録情報の取扱いに当たっては、より機密の確保に配慮する必要があることから、公務員が一元的に行うべきものと考えている。

当該事務・事業をアウトソーシングすることが不可とする根拠として、「登録事務に従事する職員は、各種の行政法規、民事関係法規等の関係法規について専門的な知識が必要となること、また、極めて多数の案件を厳正、迅速かつ確実に処理するためには、専門的な訓練が要求されるとともに、全国的に一律の水準で行わなければならない」ためとの貴省ご見解だが、「専門的な訓練」とは具体的に何か、また、それらが公務員でなければならない理由といえるのか。必要かつ同等の訓練を行えば民間でも可能となるのではないか。

自動車登録官に任命されるためには、自動車登録官の下での登録事務、問題事案の抽出・処理、警察等他の行政機関との連絡調整業務など行政実務上の経験を積むほか、道路運送事業の監督に係る業務など自動車交通行政の幅広い経験を積まなければならない、結果として概ね10年程度の期間を要することとなる。

さらに任命後も、階層別研修を受講するとともに、それとは別に行われる業務研究会を通じて、最新の関連法令改正事項や自動車の構造及び装置、自動車の製造・流通等の幅広い分野に関しても、必要な知識の習得に努めているところ。

以上のような自動車登録を行う上での専門的な経験知識を身につけるためには、自動車運送事業の実態や車両の安全確保手法に通暁している必要があり、また、警察等他の行政機関とも常に密接な連携を行わなければならないことから、公務員が行うべきものと考えている。